

会社法改正に伴う私立学校法の改正で追加される補償契約及び役員賠償責任保険契約に関する規定

(令和元年法律第71号 公布日:令和元年12月11日 施行日:令和3年3月1日)

| 改正後(青字は読替え後) (私学法44条の5、一般社団・財団法人法118条の2、118条の3) | 引用条文(青字は読替え後) |
|--|---|
| <p>【私立学校法】 (一般社団・財団法人法の規定の準用) ★新設★</p> <p>第44条の5 一般社団・財団法人法第112条から第116条までの規定は第44条の2第1項の責任について、一般社団・財団法人法第2章第3節第9款(※1)の規定は学校法人について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等」とあるのは「役員」と、「役員等が」とあるのは「役員が」と、「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「役員等に」とあるのは「役員に」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>【読替え表:略】</p> | <p>【私立学校法】</p> <p>(※2) (役員)の学校法人に対する損害賠償責任</p> <p>●第44条の2 役員は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第84条第1項第2号又は第3号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。</p> <p>(1) 第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第84条第1項の理事</p> <p>(2) 学校法人が当該取引をすることを決定した理事</p> <p>(3) 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事</p> |
| <p>(※1) 私学法44条の5が準用する【一般社団・財団法人法】(青字は読替え後)</p> <p>第2章第3節</p> <p>第9款 補償契約及び役員のために締結される保険契約 (補償契約)</p> <p>第118条の2 学校法人が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該学校法人が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。</p> <p>(1) 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用</p> <p>(2) 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失</p> <p>イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失</p> <p>ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失</p> <p>2 学校法人は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分</p> <p>(2) 当該学校法人が前項第2号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該学校法人に対して私学法第44条の2第1項(※2)の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分</p> <p>(3) 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより前項第2号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部</p> <p>3 補償契約に基づき第1項第1号に掲げる費用を補償した学校法人が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該学校法人に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。</p> <p>4 学校法人においては、補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p> <p>5 私学法第40条の5(※3)において準用する第84条第1項(※4)及び第92条第2項(※5)の規定、同法第44条の2第3項(※2)の規定並びに同法第44条の5において準用する第116条第1項(※6)の規定は、学校法人と理事との間の補償契約については、適用しない。</p> <p>6 民法第108条(※7)の規定は、第1項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。</p> | <p>(※3) (一般社団・財団法人法の規定の準用)</p> <p>●第40条の5 一般社団・財団法人法第80条の規定は民事保全法(平成元年法律第91号)第56条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、一般社団・財団法人法第82条、第84条、第85条及び第92条第2項の規定は理事について、一般社団・財団法人法第103条及び第106条の規定は監事について、それぞれ準用する。(略)</p> <p>【一般社団・財団法人法】</p> <p>(※4) (競業及び利益相反取引の制限)</p> <p>●第84条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 理事が自己又は第三者のために学校法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。</p> <p>(2) 理事が自己又は第三者のために学校法人と取引をしようとするとき。</p> <p>(3) 学校法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において学校法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。</p> <p>(※5) (競業及び学校法人との取引等の制限)</p> <p>●第92条 (略)</p> <p>2 学校法人においては、第84条第1項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(※6) (理事が自己のためにした取引に関する特別)</p> <p>●第116条 私学法第40条の5において準用する第84条第1項第2号の取引(自己のためにした取引に限る。)をした理事の私学法第44条の2第1項の責任は、任務を怠つたことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができない。</p> <p>【民法】</p> <p>(※7) (自己契約及び双方代理)</p> <p>●第108条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。</p> |
| <p>(役員のために締結される保険契約)</p> <p>第118条の3 学校法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして文部科学省令(※8)で定めるものを除く。第3項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。</p> <p>2 私学法第40条の5(※3)において準用する第84条第1項(※4)及び第92条第2項(※5)の規定並びに同法第44条の2第3項(※2)の規定は、学校法人が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、理事を被保険者とするもの締結については、適用しない。</p> <p>3 民法第108条(※7)の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第1項の決議によつてその内容が定められたときに限る。</p> | <p>【文部科学省令-私立学校法施行規則】</p> <p>(※8) (役員賠償責任保険契約から除外する保険契約) ★新設★</p> <p>●第3条の5 準用一般社団・財団法人法第118条の3第1項に規定する文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する学校法人を含む保険契約であつて、当該学校法人がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該学校法人に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの</p> <p>(2) 役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員に生ずることのある損害(役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員に生ずることのある損害を除く。)を保険者が填補することを目的として締結されるもの</p> |